

令和8年度佐賀県ニセ電話詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺被害防止広報啓発事業  
業務委託 仕様書

## 1 目的

社会情勢の変化により、新たな手口の犯罪への備えが必要となる中、県内では、特にニセ電話詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害が大幅に増加し、過去最悪の被害額を更新した。いずれも被害額が高額に及ぶ社会的影響が大きい事案である。

本事業は SNS 等のインターネットを端緒とする手口の増加など、昨今の被害の傾向を踏まえ、それぞれの詐欺の特徴や被害者の傾向に応じて、効果的な広報啓発を実施し、県民の防犯意識を向上させ、詐欺被害等の防止を図り、県民の安全安心を実現することを目的とする。

※それぞれの詐欺の被害状況、特徴は下記のとおり。

### (1) ニセ電話詐欺

「ニセ電話詐欺」とは、犯人が被害者と直接対面することなく電話やメールを利用して信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みやその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る手口の詐欺のこと。

令和7年中の佐賀県での被害状況は、認知件数は 259 件、被害額は約 12 億 546 万円で、その特徴は、

- ・最も認知件数が多いのは、オレオレ詐欺で 115 件、約 10 億 4,902 万円の被害
- ・次いで多いのが架空料金請求詐欺で 107 件、約 1 億 722 万円の被害
- ・警察官を名乗る者から電話がかかり、「あなたの口座が犯罪に利用されている」などと言い、SNS やビデオ通話等に誘導する
- ・息子や孫になりすまし、至急お金が必要などと金銭を要求する
- ・未納料金が発生しているなどの名目で支払いを要求する
- ・被害者は副業などの儲け話に興味がある
- ・国際電話番号を悪用した詐欺被害が多い

である。従来型の高齢世代をターゲットとした手口にとどまらず、若年層や現役世代にも被害が拡大し、深刻な状況である。

#### ※1 参考 HP

○警察庁・SOS47 特殊詐欺対策ページ

特殊詐欺の手口と対策 (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/>)

○佐賀県ホームページ(防犯)

ニセ電話詐欺にご注意ください (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00360790/index.html>)

※2 全国的には「特殊詐欺」という呼び方をしているが、佐賀県では県民に分かりやすいようにという意図で、平成 28 年から広報啓発等の際には「ニセ電話詐欺」という呼び方をしている。

## (2) SNS型投資・ロマンス詐欺

「SNS型投資詐欺」とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金目的やその利益の出金手数料名目などで、金銭等をだまし取る手口の詐欺のこと。

令和7年中の佐賀県のSNS型投資詐欺の認知件数は114件、被害額は約7億7,784万円で、その特徴は、

- ・被害者の大部分が現役世代で、40代～60代が全体の7割以上を占める
- ・被害の端緒の多くがSNS上で知り合った面識のない相手とのやり取りから始まる
- ・SNS上の投資広告をクリックすると、SNS上のグループトーク等に誘導される
- ・「確実に利益が出る」、「あなただけに教える」などの文言で誘われる
- ・現金要求の名目は、「投資金」や「手数料」、「違約金」などが多い

「SNS型ロマンス詐欺」とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る手口の詐欺のこと。

令和7年中の佐賀県のSNS型ロマンス詐欺の認知件数は70件、被害額は4億3,666万円で、その特徴は、

- ・被害者の大部分が現役世代で、40代～60代が全体の8割を占める
- ・被害の端緒の多くがSNSまたはマッチングアプリの使用による
- ・実際に直接会うことなくSNS上でやり取りを続け、時間をかけて恋愛感情や親近感を抱かせる
- ・現金要求の名目は、結婚のための資金調達等を匂わせ、架空の投資や暗号資産等をすすめる
- ・被害者は男性が多い

といった傾向が見られる。

### ※1 参考HP

- 警察庁・SOS47 特殊詐欺対策ページ

特殊詐欺の手口と対策 (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/>)

- 佐賀県ホームページ(防犯)

SNS型投資・ロマンス詐欺にご注意ください

(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00387751/index.html>)

## 2 委託業務内容

上記の目的を達成するため、最も効果的な広報手法の企画立案、媒体の選定及び周知に係る業務。なお広報啓発に使用する素材については、新たに制作する場合のみならず、令和5年度から7年度に県が制作した啓発動画やチラシを活用することも可能とする。(別紙1参照)

### [企画内容(想定)]

- ・テレビCM、ラジオCM、Web広告、SNS広告、デジタルサイネージ、広報誌掲載等での広報啓発の実施、チラシ等
- ・川柳コンテスト、懸賞クイズ、イラスト・ポスター募集によるカレンダー作成、詐欺体験イベントの実施、広報啓発イベントの実施等

なお、本委託業務の予算の範囲内において、本仕様書に記載する業務手法以外に、提案者が実施できるもの(例えば、より効果が期待できる訴求方法や事業効果の検証方法など)があれば、その内容について企画提案に盛り込むこと。

## 3 留意事項

- ・くらしの安全安心課が保有するInstagramアカウントを利用することも可能とする。
- ・広報に際しては、年間を通して情報の波を作りつつ、忘れられにくい広報タイミングを図ること。
- ・実施合意に至った案件について、県と協議の上、仕様協議を行い、その仕様に基づき実施する。各業務の実施にあたっては、県と十分に協議すること。

## 4 進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。

## 5 実施体制及び要員の確保

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を1名配置し、適宜打合せ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。外部組織、協力会社などが存在する場合は、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

## 6 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 7 提案額

提案額は、2,400千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

## 8 納品物

受託者は、次に掲げる成果物等を指定する部数ずつ納入期限までに納めるものとする。なお、電子媒体については、可能な限りCDやUSB等の記録媒体に、編集可能な形式のデータを併せ

て格納し、提出すること。

- (1) 業務完了報告書(※紙媒体の成果物の現物を含む)  
[部数:1部、媒体:紙、提出時期:業務完了時]
- (2) 本事業で制作した成果物(広報物のデザイン、制作した画像、動画等の電子媒体)、記録写真、事業効果検証データ(エクセル)等  
[部数:1部、提出時期:業務完了時]
- (3) その他本業務によって制作されたものや佐賀県が受託者と合意の上、成果物として提出を求めるもの

## 9 その他

- (1) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。
- (2) 制作物に出演者の肖像権が発生する場合は、継続的な使用を想定しているため、その点について、出演者の承諾を得ておくこと。
- (3) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
  - ・県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS等での公開
  - ・講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動
- (4) (3)以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議の上、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。
- (5) 業務の遂行にあたり、第三者(県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行い、第三者の著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを受託者が保証するものとする。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託に対する管理方法を書面にて報告し、承諾を得ること。
- (7) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律及び県の定める「個人情報特記事項」を遵守すること。
- (8) 仕様書について疑義が生じた場合については、佐賀県と受託者が協議して定めるものとする。
- (9) 委託業務完了後、速やかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。